

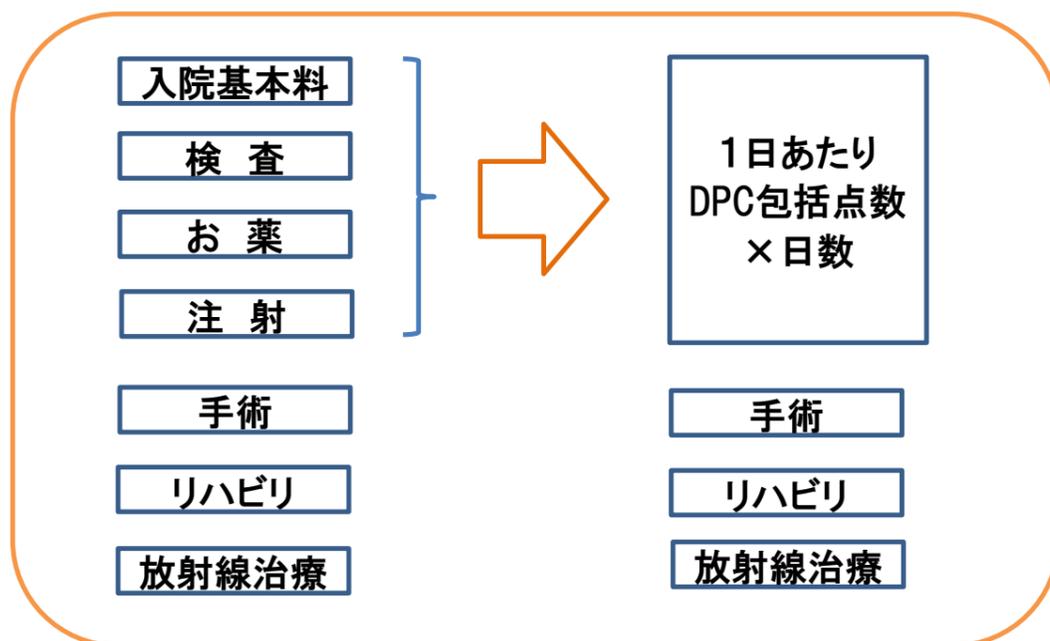
入院費の計算方法について

当院は、厚生労働省から指定を受け、平成21年7月1日からDPC対象病院となりました。
このことに伴い、入院費の計算方法が下記のとおり変わりました。

入院中に行ったすべての診療の点数を積み上げて計算する「出来高計算」に代わり、
診断群分類別の包括評価(DPC)によって入院診療費の計算を行います。

診断群分類とは、病名や治療内容の組み合わせを指します。
DPC包括評価は、診断群分類別に定められた1日あたりの点数をもとに
入院診療費を計算するものです。

DPC包括評価による診療費の計算では、
入院基本料、検査、お薬、注射等が1日あたりの点数に包括されます。
ただし、手術、リハビリ、放射線治療等は、従来どおり出来高計算となります。



- ・平成21年7月1日以降にご入院された患者さんがDPC包括評価の対象となります。
ただし、結核病棟へご入院された方、労災保険、自賠責適用の方などはDPC対象外のため、出来高計算となります。
- ・入院費のお支払い方法については、今までと変更ありません。毎月1回ご請求させていただきますので、窓口でお支払いください。
- ・治療経過等で入院途中で診断群分類が変更になった場合、新しい診断群分類点数により入院初日からの計算をやり直しますので、患者さんへのご請求額が変動します。
月をまたがって入院されている方で、すでに前月分の入院費をお支払いいただいている場合は、退院月で請求額の調整をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

その他、DPCの計算方法について分かりにくい点などございましたら、各病棟の入院事務担当、または2階会計窓口までお申し出ください。